

1962年6月20日(第9日目)

1、開議並びに散会時刻(午前10時55分～午後1時13分)

2、応招議員は次の通りである。

議席	1番	2番	3番	4番	5番	6番	7番	8番	9番	10番	11番	12番	13番	14番	15番	16番	17番	18番	19番
	仲村 春正	安里 正六	知花 正寛	松本 頼寛	当山 伸太郎	宮里 敏行	佐喜真 慎ゆう	埴 剛 慎一郎	米 須 清ゆう	山本 朝 徳信	安次 富 盛 信	中 山 勝 豊	仲 木 正 重	中 里 幸 助	天 久 盛 雄	稻 久 盛 三			

3、不応招議員は次の通りである。

11番 花 城 清 賢

4、出席議員は応招議員と同じである。

5、欠席議員は不応招議員と同じである。

6、市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次の通りである。

村 長	仲村 春正	助 役	兵屋 真徳	収入 役	仲村 春松
総務 課長	松川 正徳	財政 課長	当山 善喜	経済 課長	沢し 安一
建設 課長	桑江 良徳	水道 課長	奥里 晋俊		

7、本会議の書記は次の通りである。

書記長 松川 正徳 書記 野 屋 謙 伊佐 正徳

8、議事日程は次の通りである。

日程第1、議案第14号 1963年度宜野湾村才入才出予算について

議 長～出席11名であります。市町村自治法第53条の規定により、議会は成立致しますので只今より本日の会議を開きます。

(午前10時55分)

議 長～日程第1、議案第14号 1963年度宜野湾村才入才出予算についてを議題と致します。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午前10時58分)

議 長～再開致します。(午前10時59分)

議 長～5番、19番議員の出席を報告します。

17番～才入の5款の1項1目も2目も1人の取員ですか。

助 役～2目の方は前は人員割当がありましたが、今はその事業分量による額で定員はありません。

17番～前年度の予算と比較して全然変つてないが、政府でも村でも補助されているか。政府取員であるからにはベースアップしてしかるべきと考えていますが、変化がない理由、これは何かの根きようにもとずいて計上されているか。この給料額の外の職員の様な手当は別に計上されているのか。

助 役～統計と援護補助金になつていますが、援護の方は普通政府の委任した事務でありますので、何んと人員はありません。去年よりベースアップするのも当然であります。こちらの見積りの5割しか何にされていませんので、去年と本年度の開きについては別に去年の政府職員のベースアップの様には計上されていません。統計職員の方は統計職員、設営補助金交付規程、1956年告知第20号3号にもとづいている。援護につきましては市町村援護事務に対する補助金交付規程1954年告知40号にもとづいています。事務分量は前はパーセントでありましたが、今は何割以内と云う事で、その以内の範囲内で政府は補助している様であります。

17番～5目の産業補助金について、こちらの計画を提出してくれるのか、或は政府からの科目を上げて割当補助か。

経済課長～補助申請は予算成立後によつています。原びようほは全額補助であるが、中間びようほの場合5割補助であるので、いくら進めてもやりてがなかなかいかない。

17番～キジ作でも昨年より大部延びている想定していますが、この補助金で原びよう。中間びようほでそれ位ふえているか。

経済課長～これはへつて来るのがあたり前であります。今までびようほが急にキジ作がふえたので、ビヨウを取るためであり、今の中間びようほでも、びようの補給は充分あります。だんだん普及しますと中間びようほは少なくなります。

17番～観光事業や産業振興の様な補助制度はないか。

経済課長～観光事業は補助であるかどうかわかりませんが、産業振興の方は今の補助の様なものでやつております。

17番～都市計画の前年度補助金200\$はもらつていますか。

建設課長～まだもらつておりません。

17番～都市計画事業補助は調査などあれこれ見積もつて政府に補助してくれと申請した額であるのか、この401\$というのは。

建設課長～6市町村への補助であるが、これはそれに割りあての額であります

17番～ひよろけん登録交付金は手数料となつてゐるか。

総務課長～これはきよろけん病予防法で登録する様になつていますが市町村に事務を委託されています。

17番～いぬの被害が方々にある様であります、その取り締りなどは出来ないか。野けんかりなど出来ないか。

総務課長～今の処は政府でやる様になつて、村では出来ません。

10番～最近少なくなるんじゃないかと思うが、この根きようはどうか。

助 役～需要においては、消防費だけと云う様ですが、これは消防費だけでなく消防費をぬいての災積のものであつて一般的の増として、農業経済費の方で算出が變つてゐます。一般行政事務費において、ベースアップの一件が御座いますので需要額でも増となりますので、これと比べて収入の方もあるにはあるが、需要額の増の様にはないので總体的において交付税額も増となつてゐます。

財政課長～人間住いと云うのは、只1ツしかないのだと云うわけで自分の住宅でも貸住宅でも、貸住宅の場合適用されないなどの見解をやつてゐます。前はあいまいの処があると云うことでありましたが、今度ハッキリした立法の改正をやる様にあつてゐます。自己の住宅に共すると云う事でこれ以外は控除の対象でない

議 長～暫休憩致します。(午前11時15分)

議 長～再開致します。(午前11時20分)

10番～職員の場合はどうか。

総務課長～職員の場合は給与条例ではつきり設定されていますのでそれを適用しています。

15番～前年度と大差ないと云う様であります、市になつた場合本土への出張とか、市議長会とかの出席が相当あるとそれだけで足りるかどうか

総務課長～旅費の方はおつしやる通り管外への派遣旅費がありますが、先の報酬とも関係しますが、経費を節限して載くつもりで13ヶ月になるが12ヶ月で終る様努力して載くと、その代り旅費の方も全員が何すれ

ばこちらで直ぐ活動の計画を立てられると思いますが、時期的に9月以降になりますと、新議会になりますし、新議会となると活動計画が生まれますが、今後出来るのでありましたら、その様に計画をしたいと思う。

15番～財源はどうか。

総務課長～今ぎりぎりであります。

17番～議会費の4目について、

7月1日から市に昇格になると事務分量が相当ふえると思うが、尚現在でも議会中に相当入りますが、これではたして行けるか。又これは1人しか計上されてないが、

総務課長～4目の諸手当でありますか、この中の時間外に対する勤務手当である現在もそうですが、市になつたら活発になると云うことは考えられ今以外に使用するのが予想されるが、あくまでも皆様方の活動に伴う事務処理でありますのでそれ位で充分可能でないかと思う。大体300時間位となります。

17番～これは1人でありますので、その他はどこにどうなっているか。

総務課長～その他は兼任でありますので議会だけでは1人だけが妥当であると思う。

17番～書記長はいらないか。

総務課長～書記長は兼任でありますので。

8番～45\$が現在の給与額となつているが、昇給も合すと計51\$となるが市昇格に伴つて相当の議会活動があると思うが、人員増を考えての増でなかつたかと思うが、3名増の増額と思うが普通旅費については条例設定額を支給するとあるが仕事の分量により増額であるか。それとも一般社会形態の費用増によつての事か。

総務課長～今の質問は全般的か、又この2.4の2目だけの事か。

8番～市昇格に伴つて総ての業務が多くなるがその場合人員をふやさねばならないと吾々は期待していたが、単なる1人だけの給与しか計上してあるのでふやさんでもよいと云う様な結論が出て来るが只事務分量がふえたから一般社会の給与ベースが上がつたために増額するのか。

総務課長～議会費の2について、現在の予算の規模とも関係しましてもつとふやさねばならないと思いますが、4目とも関連して、その面で補ない

をつけて今まで以上に選任の義務を遂行するという事で、そういう面もカバー出来るんじゃないかと、そして今回は出来るだけそういう様に事務を処理するという意味であり、増員については次の課題として残してありますが、給与の増額については社会的な給与、或は物価の値上りとか、その様なものも考慮致しまして、合量がふえると云う意味よりはかえつて社会の物価値上げとこれで補償もしてあげなければならぬと云う面に重点を置いてやっています。それから額についてはありますが、この額は、はたしてそれだけで社会経済の進展に前調をそろえているかどうかと云う点も検討しましたが、これでは目下これだけしかない。然し市町村の場合は特に財源と云うものが大きく伺いますのでこれで充分でないにしても或程度補なえると考えられますのでこの様な考えでやっております。

8 番～完全給与ではないと、社会の状況を承認しながらも予算の関係でこれだけしか上げられないとの説明の様であります。

総務課長～完全給与ではないという事は申し上げます。

12番～出納検の立合の費用が議会費にあるが監査委員制度があるのでそこに計上すべきでないか。

総務課長～監査委員と云う場合は、議会の問題で代表を選んで立ち合はすると云う事ですので当然議会費であります。

12番～監査委員制度がありますのでその中の立合人手当としたら良いと思うが議会の立合人ならそうですが、監査委員の仕事でありますので当然そこに組まれるべきだと思うが。

総務課長～監査委員というのは1ツの執行であります。村長と云う執行機関、選挙管理委員会と云う執行機関、監査委員と云う執行機関となります。住民を代表して常時監査すると云うこととなります。議会の立合人と云うのは自治法の172条の2項によつて議会の議員の互選した2人以上の立合を必要とすると云うことになっておりますので、あくまでも議会の自主的なものとなりますので、議会費から出すという事になります。

12番～監査をして始めて立合すると云う事になりますので、監査だけの立合人と云う事になりますか。

総務課長～やはり議員と云うかた書きでしか立合しませんので議員と云うかた書きであるならどうせ議会費から出すべきである。立会人でなくて、あくまでも議員が立会する訳であります。職権で立会するのであります。

12番～5目の報償費の1\$について。

総務課長～この方は中部地区とか、沖縄全体の研修会がありますがこん後は各自の市町村で、他市町村で他市町村にない特に優秀の人をまねくその意味でここ自体で政府の方々をお呼びして研修する自体も出て来るのじやないかと考えて、この額はどういう方法で、どういふ計画ですすめるといふ何には検討出来ませんが、費目は一応出しておきたいと新しく費目をもうけてある。

12番～市になるんですが、自発的に研修するため講師に対する謝礼的なものや諸雑費ですか。

総務課長～はいそうであります。

12番～議会の研修費としてもうけるべきでないか。

総務課長～今は需要費に入れてあるが研修費として目をもうけても良いが、そのときは方法とか、計画とか具体的になつてからやるべきであると思ふ。

8番～議員報酬として費目は大幅に増額されたのであるが、職員給の場合は予算予算の関係でとどめてあるとの事であつたが、その関係についてどう云う見方をしているか。

総務課長～この方は数字的には、その様な疑問も出ると思ふが議会と云うのは市町村と云う機関の中から致しますと執力と云う両輪機関であると思ふ。云う処が云えると思ふ。この場合額は後で申し上げたいと思ふますが対等な両車りんである機関があるとすれば、十分にその機関の機能を果たす。それだけの活動をして戴くと云うためには、それだけの代価と云うと何であります。特に議員さん方の場合には非常勤であられるし特定の仕事もしながら非常に多忙でありながらこの様な機関の機能も発揮すると思ふ様なことから致しまして、各方面で大きく活動が出来るといふ方法にもつて行くべきだと思ふ意味であります。普通の吏員については他市町村の例をとり比較検討したのが2～3であります。定額の基盤というものは色々違ふが他市町村の状況と云うものは参考にしても良いと思ふ。特に市にも昇格するし今後とも議会の活動が必要であり、又現在なされている市町村那覇市とか、コザ市の例をとつて見ました場合、那覇市で100\$, コザ市で40\$という点まであり、村の場合浦添など議長が25\$となつています。新しい段階で発足も市に昇格した本村より尚村でありながらそうである。それから比較しますと、これは妥当ではないと思ふ。特に今年市昇格もあるし、今度議会でもどしどし活動して戴くと云う意味で額は妥当でないかと思ふ。議会の活動についても那覇市等は調査費とか色々の角度を交えて検討されていきますがこちらの場合は報酬のみに検討されるとそれ等を検討するまではいく分それも加味して検討されるという意味も含めてこれが妥当と思ふ。

12番～需要費について、特に今までと違って市昇格とも関係連して計上されたか。

総務課長～通信運搬費は可能である。印刷製本費としましては議会としても将来議
来議会時報とか発行したいと思いますが現在も報告書とか、作製して
いますが出来るだけ費用を節限する意味で出来るだけ事務局で出来る
のはやっているが、当分の間はそうしたい。将来分量的に不可能なと
きは考慮しなければいけないと思う。広告料は通常の広告料を見積つ
ている。市昇格では別の款でとつて今回は特別にとつてある。

10番～時間外勤務について、今までの実績について

総務課長～今までの実績は後で報告申し上げます。

8番～旅費弁償において人数もふえて事務分量も多くなつて来ると思うが、
かえつて減になつているが、

総務課長～定例会が3回御さいますが、10月、2月の本会議5日、委員会3
日現議会の3日間を想定であります。活動日数、即ち会期日数から見
た場合にこの額では出来るのじやないかと云うふうな関係で今まで以
上に活動もなされると云うふうにしても現在の額で可能じやないかと
云う様に考えています。

8番～臨時やその他を考えた場合、今まで以上に分量が大きくなると思うが
903\$減ではどうかと思う様な考えをもっているが。

総務課長～今後の活動のあり方ですが、こういう面で検討を要すると思うが、
この日数を押した場合には、どう活動してもそう不足は来たさないと
思います。

19番～決算の助成員の採用については、現職員を充てる様な予算の計画であ
るのか。又新しく採用すると云う考えか。

財政課長～財産の評価員についてであります。直ぐよそからこういう経験の
ない人を置くことでは当分の間仕事は出来ないんじやないかと云いま
すのは、家屋の方がほとんど調査員の仕事の様に考えられる訳ですが
職員の中から1人もつて行こうかと思うが実際はよそから持つて来
ていつかは充て様と思う。

19番～現在かん察はされてあります。

財政課長～そうである。日当。普通の人の場合は1.50\$でその中間1人
つで行せうかと思つたが、実際はよそからもつて来
をとつて、1.70\$が妥当でないかと思ひまして26日分(1ヶ月分)
計上しています。

19番～報償費について、現在の職員の場合にあてるか、その場合補助員の手当として出せると思うが、

助役～おつしやる通りであります、これは今までの土地の評価と云う場合に固定資産の土地の評価をした訳であります、今年63年会計年度で土地の評価を爰えて後からと云うべきであります。

18番～負担金について増額なつてゐるが、それについての理由と割当方法について、

12番～消防の職員の72%の増について人員をととのえるためか。

総務課長～この方では、その様な検討はなされていません。これは附帯的な御説明ですが、中部でもコザ、縣手納、具志川、石川と完全な地元消防と云う組織をもつていますのでこちらも今会計年度に消防庁舎建築も計画されていますのでそういう事が具体的に出て来るとは想定されませんが、しかしこの予算では、いわゆる予算を計画的に編んだという事になると時期とかも考慮しなければいけませんので、その目途がはつきりしないと云う事でもありますので、この方では入れてありません。

13番～本村の場合兼任となつてゐるが、その訓練の場合、5時以後で執務以外でやるが又出勤の場合事務上支障をきたさないか。

総務課長～機構としては独立消防が望ましいのでありますが、村の今までの機構からそこまで持つて行けない場合、一番どんな方法が良いかと云う事で検討した結果夜間も出勤するので現在の状態では兼務する事が一番良い体勢がととのえられると云う事で現状の機になつていますが、将来は独立消防にするのか、1ツの課題だと思つています。研修については、警察署の主催又消防協会の主催などありますが、その場合はほとんど勤務時間内でやりますので、その時は各課話し合つて支障がない様にしてやつております。时期的の研修はほとんど土曜日の午後日曜日という日でやつています。出勤に対し執務に支障を来たすと云う事はもち論支障はありますが、然しこと災害という事になりますと少々の支障はあつてもやつて載くと、緊急出勤の命令がありますと、一声で直ぐ出勤するという事になりますが職員全体が協力し合つて今の処は執務上にそう支障をきたしたと云う事はありません。

議長～本日の会議はこれを以つて終ることに致します。午後からは各委員会とも付託された案件の審査を願います。尚明日は午前10時より再開することに致します。

議長～***散会*** (午後1時18分)